

観光コンテンツの持続的供給に資する 質的価値の維持向上事業

-地域公募説明会-

1. 事業概要

2. 申請条件

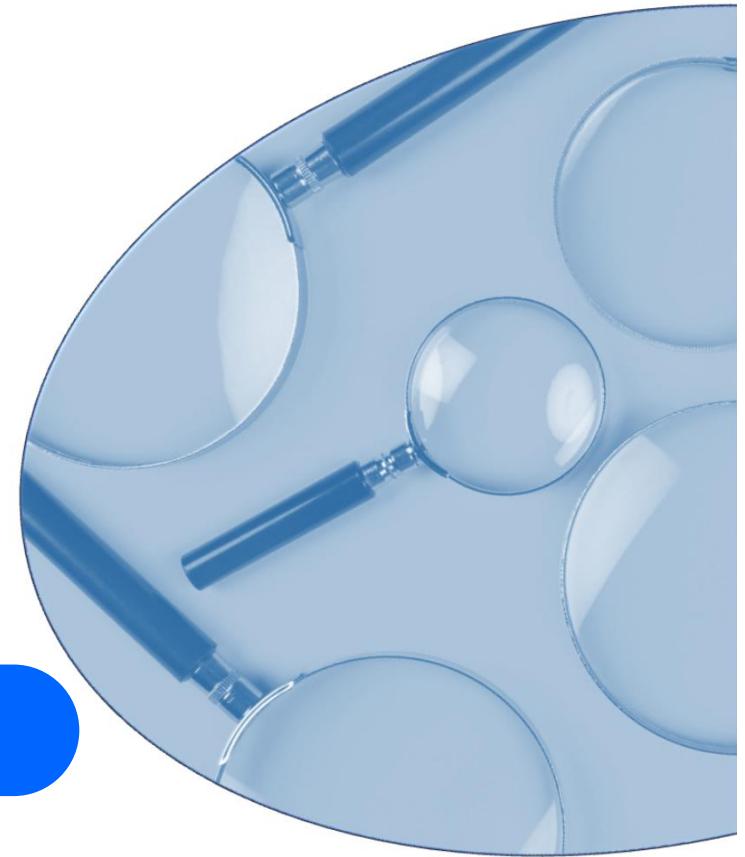
3. 本事業における取組内容

4. 対象経費・対象外経費

5. 事業の選定について

6. 申請方法・事業スケジュール

7. 質疑応答



本事業の目的

2030年目標の訪日外国人消費額15兆円の達成に向け、

高品質な観光コンテンツの持続的供給は、

観光客に対する満足度・評判を高め、リピーターや新たな誘客に繋がる

とても重要な取組と捉えています。

一方で、地域における観光コンテンツの質の差別化が不十分なことから、

観光コンテンツの選択基準として価格ばかりが重視されてしまい、

品質を軽視した価格競争に陥る状況が懸念されます。

本事業では、観光コンテンツの質の差別化に資する

「品質の見える化」を図る取組をはじめとした、

高品質・高付加価値な観光コンテンツの持続的供給を目指します

調査対象

● 体験型観光コンテンツを扱う観光コンテンツ事業者



申請主体

● 観光コンテンツ事業者を構成員や連携先事業者とする組織や団体、協議会

※地域および事業者が一体となった取組を推進する観点から
観光コンテンツ事業者単体での申請は不可とします

観光庁又はその他の官公庁からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではない場合、過去3年以内に情報管理の不備を理由に観光庁、その他の官公庁等との契約を解除されている者ではない場合、体制に暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体が含まれていない場合に限ります。

事業内容

事務局より各地域に
伴走支援者を派遣予定

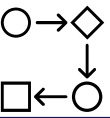
① 地域の置かれている現状整理による課題の洗い出し

- ✓ 外部環境分析による、市場環境の把握、競合他社分析 等
- ✓ 内部環境分析による、販売中、もしくは販売検討中の観光コンテンツの特性分析 等



② 課題解決のための取組検討

- ✓ 観光コンテンツの磨き上げに資するモニターツアーの開催
- ✓ 合意形成・認識共有の場を設けるためのワークショップ、現地研修の開催 等



③ 取組実施・効果検証

- ✓ 上記取組の実施効果を総合的に検証。事業期間・調査事業費の許す限り、『仮説設定』→『取組実施』→『効果検証』→『仮説の再設定』を何度も試行する



④ 観光コンテンツの持続的供給に向けた中長期戦略の策定

- ✓ 実証結果を踏まえて、観光コンテンツの持続的供給に向けた中長期戦略を策定

実証事業費・採択件数

<1事業あたり上限額> 750万円

<採択件数> 5件程度

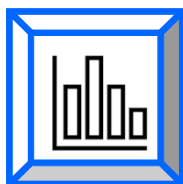
課題の洗い出し



外部環境の分析

- ✓ 来訪客の姿を具体的にイメージし、ニーズや購買行動を調査
- ✓ 競合事業者のサービス展開状況分析
- ✓ 参考となる他地域での同業が取組むサービスとの比較

等



内部環境の分析

- ✓ 保有するリソースの棚卸しによる自地域、事業者の強みと弱みを把握
- ✓ 自地域・事業者の分析による観光コンテンツの市場適合性と提供価値の再認識
- ✓ マーケティングの観点から本事業において取組を行う観光コンテンツの特性整理

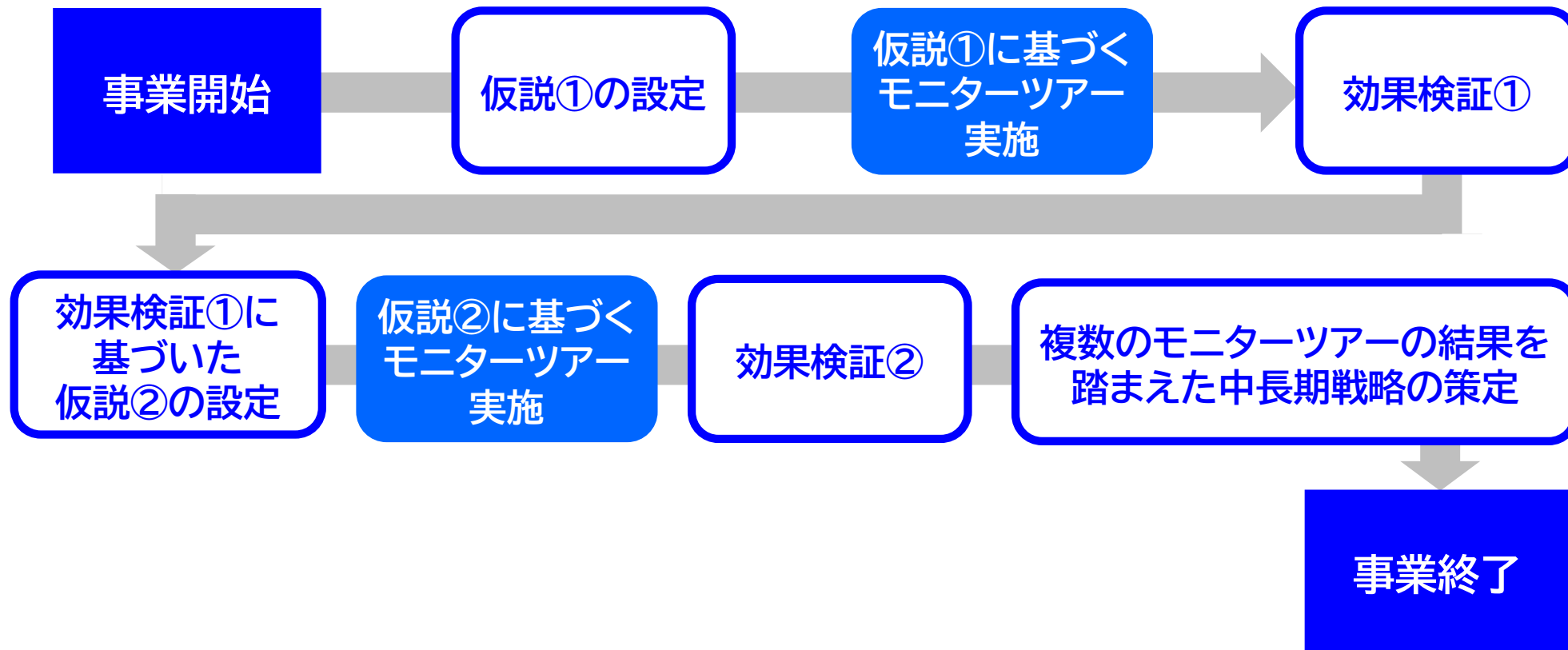
等

地域の全体像や、事業者が置かれている現状を把握するため、
外部環境および内部環境の両面から現状を整理し、
「品質の見える化」に向けた課題の抽出をしていただきます

例:モニターツアーの実施

— 取組イメージ —

※実際の事業スケジュールは申請内容によって異なります



観光コンテンツの質の差別化に資するモニターツアー実施を想定しております。

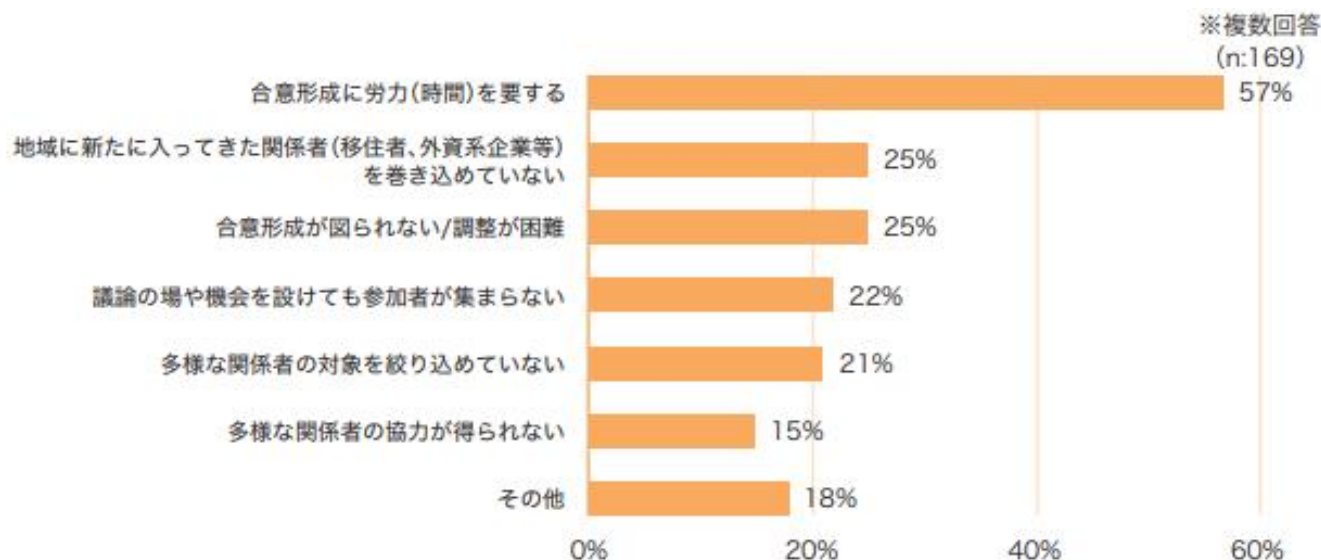
事業費の範囲内において、複数回実施いただくことも可能のため、

あらゆる仮説を設定した上での効果検証を期待します。

例：ワークショップ／現地研修の開催

観光地域づくりの司令塔としての役割を担うDMOにおいて、地域における合意形成の課題として

- 「多岐に亘る関係事業者が存在すること」
- 「関係者間での温度差」 等が挙げられています



出典：観光庁「国内DMOの課題把握調査（2023年）」



観光コンテンツの持続的な供給に向け、

地域の様々な関係事業者を巻き込む取組が重要です。

関係者間での密な情報共有により観光消費を促す取組を実証します。

例：プロモーション手法の見直し



質の差別化が不十分
観光コンテンツの価格が重視されてしまう

内部環境分析

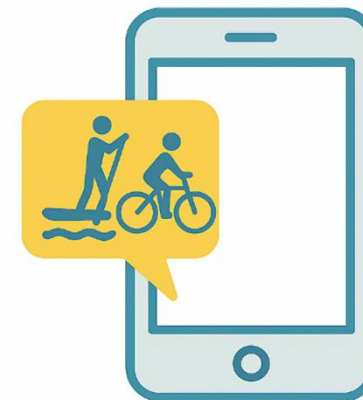
- 自社サイトにおける行動や検索流入結果から、プロモーションにおける注力ポイントを明確化

課題解決のための取組

- 販売チャネル、商品別販売データをもとに販路ごとにプロモーション方法を工夫
- SNS、DMなどの積極的な活用 等



価格のみならず内容(品質)により選ばれる
観光コンテンツに



観光コンテンツの品質の見える化を図る取組において、
見せ方(プロモーション)は必要不可欠な要素です。

外部環境・内部環境分析の結果、抽出された課題解決に向けた取組を行います。

対象経費

	経費の項目	対象経費
I. 実証事業等の費用	i. 人件費・賃金	本事業を行うために必要な人件費(例:報告書等の作成、評価・検証、モデルケース構築等に従事する者の人件費)。実証事業等に係る事務を補助するために任用する臨時職員の賃金。
	ii. 旅費	実証事業等を行うために必要な出張等に係る経費(航空機のファースト・ビジネスクラス、列車のグリーン車料金等、特別料金は計上不可)
	iii. 謝金	実証事業等を行うために必要な謝金(例:会議等に出席した外部専門家等に対する謝金)。貴団体の謝金規定等に基づき計上してください(ただし、国の支出基準は超えないこと。)
	iv. 広告宣伝費	実証事業内で行う、当該事業の魅力発信に向けた企画・開発・広報等に必要な費用(例:Webサイト・パンフレット等の制作費、SNS運営費、メディア等へのリリースに要する費用)。
	v. 借料及び損料	実証事業等を行うために必要な機械器具、会場、物品等のリース・レンタルに要する経費。
	vi. 消耗品費	実証事業等を行うために必要な消耗品(例:紙、封筒、ファイル、文具用品類)の購入に要する経費。ただし、本事業等のみで使用されることが確認できるものに限る。
	その他諸経費	実証事業等を行うために必要な経費のうち、当該事業等のために使用されることが明確に特定・確認できるものであって、i.～vi.のいずれの区分にも属さないもの。 例:通信運搬費(例:郵便料、運送代、通信・電話料)、光熱水料(例:電気、水道、ガスの料金)、振込等手数料、翻訳通訳、速記費用、印刷費
	II. 再委託費	

対象外経費

- 国、都道府県、市町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- 建物等施設の建設・改修に関する経費
- 恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用、耐久消費財や用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費
- 本事業が調査事業であることを考慮せず、営利のみを目的とした活動に係る経費
- コミュニティファンド等への初期投資(シードマネー)、出資金
- 事業実施者における経常的な経費(実証事業実施に係らない人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等)
- 実証事業等の内容に照らし、事業実施者において当然備えているべき機器・備品等
- 実証事業等と無関係と思われる経費 等

申請案件の審査は、以下の審査基準に従い、有識者による選定委員会において審査致します

審査における必須項目

事業目的の理解度

- ① 事業目的について深く理解した提案となっているか。
- ② 提案する事業計画が、事業目的に照らし的確なものとなっているか。

取組内容の的確性

- ① 地域の置かれている現状整理、外部環境・内部環境について、本実証事業で行う予定の分析が具体的かつ的確なものとなっているか。
- ② 観光コンテンツの質の差別化の取組として実施する内容が、地域の置かれている現状整理、外部環境・内部環境の分析を踏まえた的確なものであり、中長期的視点に立った持続可能な内容となっているか。
- ③ 効果検証の方法等について、取組内容に応じた適切なものとなっているか。
- ④ 実証事業に対して適切な課題認識のもと、取組が推進できる体制やスケジュール、事業目標(KPI)が設定されているか。
- ⑤ 国の調査事業として、他地域への横展開へ寄与する内容が含まれているか。

事業遂行の確実性

- ① 実施体制について、実証事業の目的達成及び円滑な事業計画の遂行に必要となる組織・人員等を、質・量双方の観点で十分に備えているか。
- ② 事業目標を達するために適切な人材や組織によって構成され、かつその役割分担が適切で明確なものとなっているか。
- ③ 実証事業の実施工程が確実性の高いものになっているか。
- ④ 実施に必要な使用形態に応じた許認可、使用許諾、関係者との調整が取れている、またはその見込みがあるか。

地域への裨益

- ① 本実証事業で行う観光コンテンツの質の差別化を図る取組が当該地域の観光振興を進める上で重要な役割を担うものといえるか。
- ② 提案する事業計画の内容を実施することにより、地域経済の活性化に繋がるものとなっているか。

審査における加点項目

- ① 先駆的DMO等、観光庁が登録した「登録観光地域づくり法人（登録DMO）」が実施体制に参画している場合
- ② 観光コンテンツの質の差別化を図る取組として実施する内容が、地域一体となったスケールメリットを活かした取組を実施する場合
- ③ 地域において既に実施している他の取組や、今後予定している取組と本事業との相乗効果が大きいと認められる場合

提出書類

- 公募要領及び申請様式は、観光庁HPにて公開しております。
- (1) についてはExcel形式とPDF形式、(2) についてはPowerPoint形式とPDF形式のものをそれぞれ提出してください。

ファイル形式	様式	
(1) Excel形式 PDF方式	様式 1 : 応募申請書	それぞれの形式で書類作成後、PDF形式に変換し元データと共に提出すること。
	様式 2 : 申請団体概要書	
	様式 3 : 事業計画書	
	様式 4 : 事業スケジュール	
	様式 5 : 費用積算書	
(2) PowerPoint形式 PDF方式	様式 6 : 事業概要説明書	

提出時の留意点

- ファイル容量は合わせて10MB以内としてください。
- 事業概要説明書は観光庁等が公表することを前提として作成いただきます。

提出方法

申請書類を添付し、**電子メールにて提出**すること。
大容量送受信ツール等を使用することは原則不可。

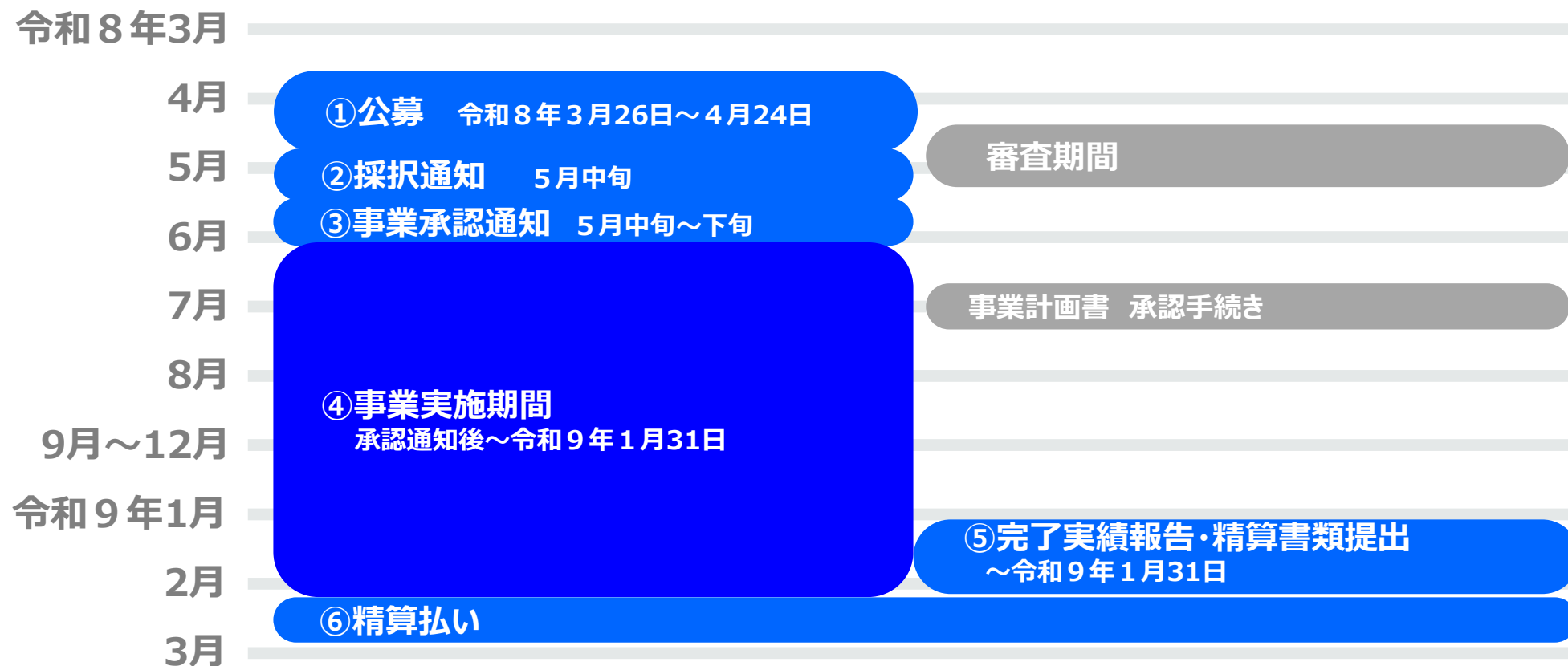
観光庁観光資源課

観光コンテンツの持続的供給に資する質的価値の維持向上事業担当

電子メール hqt-quality_value@ki.mlit.go.jp

※電子メールの件名の冒頭に、必ず「**提出**」と付記してください。

応募から精算までの流れは以下のとおりです



(注) 採択通知を受けても、ただちに事業を開始できるわけではありません。採択通知後に、事業計画書を提出していただき、観光庁の承認を経て、事業承認通知後、事業開始となります（採択通知後であっても、事業承認通知日より前の発注・契約・支出行為は経費対象外となりますので、ご注意ください。）。

公募期間

令和8年3月26日（木）～4月24日（金）

※本期限までに受領したものを有効として取り扱います。
一度提出したものを差し替える場合も、本期限までに再提出してください。